

## 平成23年健康被害救済制度の広報計画について

健康被害救済制度に対する認知度の向上のため、これまで広報施策を実施しており、平成23年度についても、引き続き積極的な広報を実施していく。

### 1. 22年度からの変更点

より効率的な広報を実施するため、下記の点について昨年度から変更する。

#### (1) 集中的広報の実施時期及び期間

- ・平成23年9月～11月（予定）

##### 【変更する理由】

平成22年度までは集中的広報について、2月から3月にかけて実施してきたが、平成23年度については、「薬と健康の週間」（10月17～23日）を含む3か月を実施期間とし、関係機関の広報との相乗効果を高める。

#### (2) 認知度調査の実施時期

- ・平成23年11月もしくは12月（予定）

##### 【変更する理由】

平成22年度までは集中的広報が終了してから数か月後に調査を実施していたが、当該調査には、実施した各広報媒体の効果を検証するための項目が含まれており、検証をより適正に実施できるよう、集中的広報の実施時期から時間を空けることなく調査を実施する予定。

### 2. 広報の実施に当たっての考え方

- ・継続的な広報の実施が重要であるとの観点から、昨年度実施した広報施策のうち効果的なものについては、出来る限り継続して実施していく。
- ・インターネットの活用等新たな方法や媒体について検討の上、活用する。
- ・集中的広報以外に、年度を通して実施する広報についても検討する。







# 平成22年度に実施した広報(例示)

## 新聞

全国紙（読売新聞、毎日新聞、産経新聞） 一面題字付近等に掲載



## 交通広告

電車内ドア横ステッカー



駅貼りポスター



車内トレインチャンネル



## 院内ビジョン

全国550施設 (700カパネル) において放映



## フリーマガジン

一般向けフリー情報誌 (ドラッグストアで配布) 等への広告掲載

